

歌美の人心を主張され町民の人として強く期待してあるところをごさいます。  
二の二こと今後都市計画事業の進展と関連して大きな計画をなされるもので  
ございます。二つの方針にもある財政道明の払い下げをめぐり、お類ご費  
とそれをめぐり関係者との間に悪い噂を早にするのであります。発展途上  
にある福生町の開発にあたり、二の事業があるとするならば町の百年の体形  
を水泡に帰するものでござらうかと憂慮するものであります。二の点に  
ついて町長の明確なる答弁と方針を要するものであります。

議長高橋千春(三三)暫時休憩いたします。

休憩午後三時五十分

開議午後四時十五分

議長高橋千春(休憩)お引き続き会議を開きます。先程の大町議員から  
の質問に対して町長から答弁願います。

町長石川第太郎森田助役の就任挨拶の通りチームワークがうまくいく二

と町民共知の通りでございます。公営の支払等でございますが  
契約にたいして支払時期を明記するの付当然であります。その支払  
のうしろあろと思ひます。又むを借り場合銀行業者が直接取り  
引きしてもうひ証明する事もあります。が、今般検討したいと思  
ひます。次に助役の件であります。が、篠崎教育長が町長の時より教  
育長として適任だと思ひます。将来もこの面を活躍していただくに  
と思ひます。川越助役について町目下考慮中であり金銭も安くはないと考  
えております。財政について五十年計画ですが少しばかり負債もあり  
計画はいろいろ必要だと思ひます。五十年あるにけ十年はけるかも知れませ  
んが、町民がかわるもなりとせばと考えております。結局積極財政が  
積極財政かというところでございます。かけつきりしに計画を立て検討いた  
し、その中で申し上げられ、せんが、積極政策けとりたくありません。ど  
きるだけ積極的は考えたいと思ひます。しかし財政もかかりますのでじつ

より考慮したいと思ひます。四上年度に予定してゐる熊川の学校ですが  
古い建物で使用が乏しいので使ひませんが防衛科は本校舎に対する  
補助金でただいませ設計中でございます。次に所造りはあいつを新  
の心化といふことでございします。が私理想として申し上げたがでさう  
は中二にこれにございします。又改道中校舎にございします。が私  
は全然用ひてありません。のて申し上げるが中二にございします。以上  
であります。

議長(高橋不春)以上をもつて校務部を終結いたします。

議長(高橋不春)日程第三十四特定事件継続調査について議題に供します。  
建設委員会及び総務委員会より継続調査の要求がありましてこの  
うちもとは郵付しに通り委員会中の継続審査に付したいと思ひますが  
これに即異議ありませんか。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋不春)即異議なしと認めさう決定いたします。

議長(高橋不春)本日(日程)全部終了いたします。に委員会を登する方に異  
議から御挨拶願ひます。

から御挨拶願ひます。

所長(石川常太郎)上程いたしました議案を慎重審議いただき誠にありがとうございます。  
いましに厚くお礼申し上げます。

議長(高橋不春)以上をもつて昭和三十九年度第二回福生町議会定例会を閉会いた  
します。長野町御協力に感謝いたします。

午後四時四十八分

右会議次第書記市川昭利の記載したものであるがその内容の正確  
であることを証するに三に署名する。

昭和三十九年六月三十日

福生町議会議長

高橋不



書記

加藤清



蔵 田 井 庄 録  
蔵 戸 近 東 蔵



昭和三十一年九月二十一日

第三回 稻生町議会臨時会々議録

議員  
 町議  
 町議  
 町議

昭和二十九年九月二十日第三回稲荷町議会臨時会々議録

昭和二十九年九月二十日第三回稲荷町議会臨時会を稲荷町役場議場にて招集した。

出席議員は次の通りである。

一 稲川 辺 忠 蔵      二 番 加 藤 有 一      三 番 田 村 国 雄

四 番 大 沼 秀 佐      五 番 林 幸 男      六 番 神 野 隆 彦

七 番 石 川 信 義      八 番 細 沢 晋 一      九 番 中 田 亮 蔵

十 番 青 藤 博      十一 番 大 久 保 一 郎      十二 番 前 崎 豊 吉

十三 番 杉 本 皆 雄      十四 番 小 澤 仁 七      十五 番 堀 野 鉄 天 助

十六 番 岩 田 博      十七 番 坂 本 泰 夫      十八 番 大 野 行 夫

十九 番 村 野 弘      二十 番 上 石 隆 吉      二十一 番 堀 川 実

二十二 番 中 村 国 太      二十三 番 岸 茂      二十四 番 高 橋 平 春

出席議員は次の通りである。

出席議員はし。

出席議員は次の通りである。

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 一番 川辺 忠蔵   | 二番 加藤 清一   | 三番 田村 匡雄   |
| 四番 大沼 香伍   | 五番 林 幸男    | 六番 神田 隆保   |
| 七番 石川 信義   | 八番 畑 次吉    | 九番 青 藤 博   |
| 十番 大久保 一郎  | 十一番 高 崎 豊吉 | 十二番 水本 曾雄  |
| 十三番 小澤 仁七  | 十四番 瀧野 鉄三助 | 十五番 岩田 博   |
| 十六番 近本 喬夫  | 十七番 大野 行夫  | 十八番 村野 弘   |
| 十九番 上石 隆吉  | 二十番 堀川 実   | 二十一番 中村 国太 |
| 二十二番 高橋 千春 |            |            |

出席議員は次の通りである。

- |             |          |
|-------------|----------|
| 九番 中野 虎蔵    | 二十三番 岸 武 |
| 議会議務局長 長田 盛 | 書記 野崎 重  |
|             | 市川 昭利    |

議会議務局長の職員は次の通りである。

地方自治法第百三十一条の規定により、今議事停頓のため出席を求めたもののは次の通りである。

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 町長 石川 常太郎 | 町役 森田 幸蔵  | 町役 秋山 誠一 |
| 町長 篠崎 俊夫  | 町役 大野 忠一  | 町役 橋本 秀蔵 |
| 町長 貫井 孝次  | 町役 森田 盛   | 町役 生田 国利 |
| 町長 町田 信二  | 町役 上野 重勝  | 町役 前 水 求 |
| 町長 田村 忠雄  | 町役 古 谷 徳男 |          |

本日、日程は次の通りである。

- |      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 日程第一 | 会議録署名議員の署名について                                   |
| 日程第二 | 会期の決定について                                        |
| 日程第三 | 稲生 清次郎 来例の二部を改正する案例案<br>(議案第百七十九号)               |
| 日程第四 | 稲生 清次郎 勤務時間、休日、休暇等に關する案例の二部を改正する案例案<br>(議案第百八十号) |

目録五、稲生町職員の旅費に用する米例の部を改正する米例案

(議案第八十一号)

目録六、稲生町職員退職手当金支給米例の部を改正する米例案

(議案第八十二号)

目録七、稲生町火災計災本部米例案

(議案第八十三号)

目録八、稲生町防火会米例案

(議案第八十四号)

目録九、稲生町立中学校施設使用米例案

(議案第八十五号)

目録十、稲生町印刷米例の部を改正する米例案

(議案第八十六号)

目録十一、稲生町米穀米例に基く白米米例について

(議案第八十七号)

目録十二、稲生町米穀米例に基く穀米米例について

(議案第八十八号)

目録十三、町道路線の認定について

(議案第八十九号)

目録十四、町道路線の変更について

(議案第九十号)

目録十五、稲生町監査委員の選任同意について

(議案第九十一号)

廃止

目録十六、稲生町教育委員会委員の選任同意について (議案第九十二号)

目録十七、爆音防止に関する諸願書 (請願第八号) (審査報告)

目録十八、町道路線の認定について (議案第九十七号) (審査報告)

目録十九、町道路線の変更について (議案第九十八号) (審査報告)

目録二十、町立小中学校の施設並びに運営に関する諸願書 (請願第九号)

目録二十一、学校選手部制に基く格差是正に関する諸願書 (請願第十号)

目録二十二、休養園保育施設購入に関する諸願書 (請願第十一号)

目録二十三、特定事件継続調査について

一本日の会議事件は次の通りである。

議事日程と同じである。

開議 午前九時八分

議事(前欄参照)お早ようございます。今日の第三回稲生町議会臨時会の開通知を申し上げましたところ、多数の賛成人方の切にいい中を早刻からお集りいた

たい誠心ありのうございしました。ただこのから昭和三十一年度第三回臨時  
議会臨時会を開きます。出席議員は現在三十一名でございます。さうして本日  
の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。日程は  
前に町長から御挨拶願います。

一町長（石川常太郎）第三回臨時会に際し、議員の方々にはお忙しい所、多数  
出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日提出した議案  
は十四件でございますが、おもしろく御審議いただきまして、御可決の  
事を御願ひ申し上げたい次第でございます。

一議長（前橋千春）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。署名議員の指名  
は会議規則第九十九条の規定により議長において指名いたします。四番  
大沼議員、五番林議員、六番神野藤議員以上三名の方にお願ひいた  
します。

一議長（前橋千春）日程第二、会期の決定についてを議題に供します。本会期

については議会運営委員会において検討されておりますので、本  
議長から報告願います。

一十番（岩田博）議長

一議長（前橋千春）十番

一十番（岩田博）御指図によりまして、昭和三十一年度第三回臨時会の議案  
及び日程について、去る十日午後一時より本委員会を開催いたし  
ましたので、その結果を報告いたします。本日の議案は十四件、審査  
報告三件、諸願三件でございますが、その内容は御決りが多いようござい  
います。議会運営委員会としてもスムーズに進めましたので、御報  
告いたします。さうして日程及び議案が理事名並に議員諸氏には配布さ  
れた内容も十分御見聞の事と思っておりますが、日程の中には一部付託  
案件もございますので、その点については閉会中の継続審査に付した  
いと思っております。本会期は本日一日と閉りますので、何とやら本委員

会の目的が達成されるよう、お願い申し上げます。

一議長(高橋千春) 本会期につきましては、ただいま委員長から報告をいたしました通り、本日と決定いたしましたと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

一異議なしと仰る者あり。

一議長(高橋千春) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第三、臨時消防団条例の一部を改正する条例案、議案第百九号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいただきます。

一議事事務局(野崎重) 朗読

一議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長(石川南都) 議案第百九号につきまして、御説明申し上げます。消防団員が公務のために出張した場合に、執行するものがございます。

で、消防団条例の中には、出勤手当料の支給基準が定められておりますが、第百九条の二に、会議、あるいは公務を以て旅行した場合に、その旅費を支給する、という規定を定めさせていただき、その金額については、別表を定め、その内容に示した金額を支給させていた。たゞ、従来、この種の場合作の支給は、あるのをご存じですか。その点、これを明確に条例で規定し、支給させていた、ただき、この事、御提案申し上げた次第でございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

一議長(高橋千春) このより、質疑を行います。

一十五番(堀野鉄夫助) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

一十五番(堀野鉄夫助) 別表中日当五百円、と三百八円、団長、団員、の違ふよう、でございますか。又、食費につきましては、三百五十円と三百六十円に差が

あるようございますか。六の点の基準はどういう点を基準として決定したのかお聞きしたいと思ひます。

一議長(大野忠一) 利根の金額につきましては、田長並びに副田長につきましては町の三役と同額をとつたわけでありまして、六の他は係長と同額とつて切ります。従つて宿泊料、食事料とも従来から差がついていたものでござります。

一議長(市橋千春) このへんへ質疑を結了いたします。おはかりいたします。議案第ヤナナ号は原案通り決する人御座いますか。

(異議なしと仰ふ者あり)

一議長(市橋千春) 御座います。よろしく議案第ヤナナ号は原案通り可決いたしました。

一議長(市橋千春) 日程第四臨時職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

ある条例の一部を改正する条例案(議案第ハナ号)を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせます。

一議令事務局(野村薫) 朗読

一議長(市橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(森田幸雄) 議案第ハナ号について御説明申し上げます。従来

本改正案の内容により、休暇はすべて職員には条例をもって与えらるゝ切つたものでござります。この際、本条例によりまして休暇料を明確に定義づけ、まして、運営の適正をはかりたいと存じます。御提案申し上げた次第でございまして、従来本文に記載されておつた区別の区分及び日数を利根に示し、運営の適正をはかるためのものでございまして、実際の運営といったしましては与えられたものをここに明確化したものでございまして、その点よく御座います。お願ひ申し上げます。

「議長（市橋千春）」このより質疑を行います。

「一〇番（神野隆雄）」議長

「議長（市橋千春）」一〇番

「一〇番（神野隆雄）」関連問題ですか、職員の給与は日給月給制とある  
ところと同時、第ニ条の三項中の年次休暇はどういう性質のもの  
のみか聞きたいと思っております。

「総務課長（大野忠一）」年次休暇は一年間の職員の労付基準法による  
規定をいふした二日目を実施して切るのであります。

「一〇番（神野隆雄）」議長

「議長（市橋千春）」一〇番

「一〇番（神野隆雄）」私どもは普通一般問題だけと承知しておりますので  
多少違ふかも知れませんが、公務員の場合も労働基準法第  
三十二条の年次休暇の問題であつたところと承知しております。もしさうであら

ばらばら然る字句的なものもなや直さなければならぬか、併用紙に照し  
て提出したならばさういふ点も検討さなければならぬとい  
ふ承知です。其後第ニ条の三項には、使用者は一〇年を継続し  
就業の八割を勤務した者に対し、繰り下又は分割して休暇を  
与へなければならぬと規定され、雇用の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条項とは違ふはすでありませう。こういう事も自給  
紙にあらはれて作つたならば、何ゆゑに字句等も直さなければな  
らぬか、年次休暇二日目のところは、二年以上継続勤務した者に対し  
ては一年につき、一日を加算して与へなければならぬ。ただし  
この場合は、二日目をさく打切ると唱へておるはずであります。  
ところが雇生財では一年いけば二日目はもう承知さうな条項に  
つて切れると思ひます。適正化するためにこの条項を改正するな  
らばさういふ問題も紙に摘した改正をするものが必要だと私は